

## 均等割の税率

道府県民税年額 1,500 円(標準税率)、市町村民税年税額 3,500 円(標準税率)と定められています。

\* 標準税率とは、税率を決める場合に、通常これによることとされている税率です。

## 所得割の計算方法

一般に次のような方法で計算されます。

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税標準額}} = \text{所得割額}$$

## 所得割の税率

	市町村民税	道府県民税
税率	4 %	6 %

## 計算例



家族構成：夫婦子供 2 人(妻子は所得なし、子は 17 歳と 21 歳)

令和 2 年中の収支：  
事業収入 5,670,000 円  
必要経費 2,182,000 円  
国民健康保険及び国民年金の支払額 420,000 円  
生命保険(新生命)の支払額 100,000 円

所得金額(収入 - 必要経費)  $5,670,000 \text{ 円} - 2,182,000 \text{ 円} = \underline{3,488,000 \text{ 円(A)}}$

所得控除	社会保険料控除	420,000 円
	生命保険料控除	28,000 円
	配偶者控除(妻)	330,000 円
	扶養控除(長男)	330,000 円
	特定扶養控除(長女)	450,000 円
	基礎控除	430,000 円
	計	<u>1,988,000 円(B)</u>

所得割額((C) × 税率)	$3,488,000 \text{ 円} - 1,988,000 \text{ 円} = \underline{1,500,000 \text{ 円(C)}}$
= (D) × (E)	県民税 ..... <u>60,000 円(D)</u>
	町民税 ..... <u>90,000 円(E)</u>

調整控除額	県民税 ..... $330,000 \times 2\% = \underline{6,600 \text{ 円(F)}}$
	町民税 ..... $330,000 \times 3\% = \underline{9,900 \text{ 円(G)}}$
	330,000 円は、所得税と住民税の人的控除の差の合計額になります。

調整控除後の所得割額	県民税((D) - (F)) ..... <u>53,400 円(H)</u>
	町民税((E) - (G)) ..... <u>80,100 円(I)</u>

均等割	県民税 ..... <u>1,500 円(J)</u>
	町民税 ..... <u>3,500 円(K)</u>

住民税	県民税((H) + (J)) ..... <u>54,900 円</u>
	町民税((I) + (K)) ..... <u>83,600 円</u>

令和 3 年度分の住民税 138,500 円